第31号様式(第23条関係、第25条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 診療用エックス線装置  診療用高エネルギー放射線発生装置  診療用粒子線照射装置  診療用放射線照射装置  診療用放射線照射器具  放射性同位元素装備診療機器  診療用放射性同位元素  陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 | 廃止届 |

年　　月　　日

　　大分県知事　　　　殿

住所

管理者

氏名

電話番号(　　)　－

　下記のとおり診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を廃止したので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第29条第1項(第29条第3項)の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院(診療所)の名称及び所在地 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 廃止した装置等 | |  |
| 廃止の理由 | |  |
| 廃止年月日 | | 年　　　月　　　日 |
| 廃止後の処分方法 | |  |
| 廃止後の使用室等の用途 | |  |

　注　1　「廃止した装置等」欄は、診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用粒子線照射装置にあっては当該装置の製作者名、型式及び台数を、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器にあっては当該装置の製作者名、型式、台数及び廃止時における放射性同位元素の数量を、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素にあっては当該器具又は元素の種類、型式若しくは形状及び放射性同位元素の数量を記入すること。

　　　2　「廃止後の処分方法」欄は、廃止した装置、器具又は放射性同位元素の処分の方法について記入すること。

　　　3　診療用放射線照射装置、診療用放射性照射器具及び放射性同位元素装備診療機器を廃止した場合においては、廃止時に装備していた放射性同位元素を譲渡したとき、又は診療用放射線同位元素を廃止した場合においては、廃止時に残っていた放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。